

「PFASに関する総合研究」令和6年度新規研究課題の公募のお知らせ

令和5年12月26日
環境省水・大気環境局
PFAS対応チーム

「PFASに関する総合研究」(以下、「本事業」という。)において、令和6年度から新規に実施する研究課題を、以下のとおり公募します。

1. 背景及び本事業の目的

令和5年7月に「PFAS に対する総合戦略検討専門家会議」がとりまとめた「PFASに関する今後の対応の方向性」において、「3.PFASに関する更なる科学的知見等の充実について」として、以下のとおり示されています。

- 既存の知見の収集に加え、国内における関連する研究（健康影響やクロスメディアを通じたばく露防止の対策等）の推進
 - ・ PFAS に係る科学的知見は国内外を問わず十分とは言えないことから、神経、代謝、生殖・発生、免疫系に対する影響や作用機序、発がん性等に関する知見を踏まえた有害性評価、エコチル調査といった疫学研究などの PFAS に関する国内の研究を推進すべきである。

これを踏まえ、本事業では、多くの種類が存在するPFASの中からリスク管理を行う優先度が高い物質(群)を抽出するために必要な、PFASの有害性やその定量的な把握手法に関する研究を推進します。これは、PFOS、PFOA等の次にリスク管理の優先度が高いと考えられる物質(群)について、物質群としての合算評価(作用、構造等が類似しているものを物質群として評価する、いわゆる「複合影響評価」)や管理も視野に入れ、その候補となる物質(群)を抽出し、そのような物質(群)の健康リスクを適切に評価するための知見を得ることを目的としています。

2. 公募する研究内容

1. の「多くの種類が存在するPFASの中からリスク管理を行う優先度が高い物質(群)を

抽出する」という目的に資する、健康リスクを包括的に評価するために必要となる有害性やその定量的な把握手法に関する知見を求めます。

具体的には、

- 動物実験、細胞実験等を用いた、生殖・発生、免疫系、発がん性等に対する影響に関する研究
- 複数物質の相対的な毒性強度の把握や作用機序(種差による作用機序の違いの解明を含む)に関する研究

を募集します。

3. 研究費・応募資格

3.1 研究費(委託費)

本事業における令和6年度の新規公募は、1課題あたり年間1000～3000万円程度の研究を数件程度採択する予定です。別の主任研究者が応募する課題と連携した応募も可能です。

公募する研究費は、「補助金」ではなく「委託費」です。「委託費」とは、本来、国が自ら行うべき事務・事業等を、効率的な執行等に鑑み、他の機関等に委託して行わせる場合に、その反対給付として支出する経費をいいます。委託契約は委託費によって行われる事務・事業の給付を担保することを目的として締結するものです。このため、調査、研究等の委託費は委託契約に基づく対価的性格を有する経費であり、助成的性格をもつ補助金等とは異なります。

(環境省における委託業務経費の算出等に関する基本方針(令和2年12月))。 https://www.env.go.jp/kanbo/chotatsu/kihon_houshin_201218.pdf)

注1)「1課題あたり年間1000～3000万円程度」は、一般管理費・消費税などを含めた研究経費の総額の目安を指します。年間上限額に関わらず、研究内容に応じた適切な額で申請してください。

注2) **3.2 応募資格**を満たしている場合でも、主任研究者として同時に複数の応募をすることはできません。

注3) 採択予定数は、あくまで目安です。

3.2 応募資格

令和6年4月1日の時点で、主任研究者として以下に示す(1)～(3)の条件を全て満たす者を「本事業への応募資格を有する者」とします。

- (1) 国内の研究機関^(注)において、当該研究機関の研究活動を行うことが職務に含まれる者として、研究期間に当該研究機関に所属する者であること
- (2) 当該研究機関の研究活動に実際に従事していること
- (3) 大学院生等の学生でないこと

(注) 研究機関とは、以下の(ア)～(オ)を指します。

(ア) 国の試験研究機関

(イ) 地方公共団体の附属試験研究機関

(ウ) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学及び同附属試験研究機関など

(エ) 研究や調査を主な事業目的としている一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人及び株式会社

(オ) 研究を主な事業目的とする独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第二条に規定する独立行政法人及び国立研究開発法人など

4. 研究期間及び開始時期

研究の実施期間は、1～3年間とします。また、初年度(令和6年度)の研究開始は6月頃を予定しています。

ただし、研究の進捗等によっては、次年度の研究継続を認めないことがあります(7. 研究の採択参照)。また、諸般の事情により、3年未滿で本事業を終了する場合があります。

なお、本公募は令和6年度予算の成立を前提に行うものです。予算の都合によりやむを得ない事情が生じた場合には、研究計画又は研究経費の見直しを要請すること、もしくは研究課題の採択が取り消しとなる場合がありますので、予め御承知おきください。

5. 応募方法

応募の際に、主任研究者は、8. 応募用資料に示す様式をダウンロードした上で、「研究計画書作成要領」に従って必要事項を入力したのち、メールに添付して環境省からの本公募事務に係る委託先である日本エヌ・ユー・エス株式会社へ送付してください(詳細については、8. 応募用資料に示す添付資料を御確認ください)。

【送付アドレス】

宛先: 日本エヌ・ユー・エス株式会社(本公募事務に係る委託先)

pfas@janus.co.jp

応募後、申請を受理した旨を、日本エヌ・ユー・エス株式会社からメールにて返信いたします。応募後5日が経過しても受理メールが届かない場合は、お手数ですが再度御連絡ください。

6. 応募期間

令和5年12月26日(火)～令和6年2月5日(月)まで

7. 研究の採択

研究の採択にあたっては、送付された研究計画書に基づき、今後開催する「PFASに関する研究運営会議」（以下、「研究運営会議」という。）において、「研究課題の評価方針」に従い、以下の3項目及び研究内容の倫理指針等への適合の有無について評価されます。採択される研究課題及びそれらの研究経費の額は、予算等を考慮しつつ、評価点、委員の意見、研究費の積算を勘案して評価します。

- ① 研究の環境行政への貢献の可能性
- ② 研究計画等の妥当性・効率性
- ③ 研究遂行体制・能力

【留意事項】

- (1) 書面による評価の結果を基にヒアリングが行われる場合があります。ヒアリングは、Web形式で実施する予定です。
- (2) 採否及びヒアリングの有無については環境省から御連絡いたします。
- (3) 採択時の評価によっては、「条件付き採択」となる場合があります。当該課題については、採択通知においては最初の1年の間に改善すべき点(条件)が示されます。採択時の条件に応じて研究計画書を修正しなければならない場合があります。また、当該年度の研究成果及び2年目以降の研究計画について、研究運営会議にて、毎年進捗管理を行い、研究の進捗等によっては、次年度の研究継続を認めないことがあります。また、諸般の事情により、3年未満で本事業を終了する場合があります。
- (4) 採択された場合でも、各研究費は申請額と異なる(減額又は増額となる)ことがあります。

8. 応募用資料

以下に掲載する資料及び様式をダウンロードして、御参照、御使用ください。

- 研究計画書作成要領
- 【様式1】令和6年度研究計画書
- 【様式2】研究経費内訳シート
- 研究課題の評価方針

【提出書類】

- ◆ 主任研究者は【様式1】及び【様式2】を提出すること。
- ◆ 分担研究者がいる場合には、分担研究者ごとに【様式1】の分担研究者用の記入欄と

【様式2】のシート③も記入した上で、提出すること。分担研究者の数に応じて、【様式1】の分担研究者用の記入欄と【様式2】のシート③を適宜増やして記入すること。

【留意事項】

- ◆ 記入方法の詳細については、研究計画書作成要領を必ず御確認ください。
- ◆ 【様式1】及び【様式2】は、作成したファイルをPDF化せず、Wordファイル及びExcelファイルのままで御提出ください。
- ◆ 【様式1】及び【様式2】は、それぞれのファイル名の先頭に、主任研究者のフルネームを記載してください(例:【環境太郎】【様式1】・・・)。

9. 応募における留意点

- (1) **3. 2 応募資格**に記載された条件を満たしていない、あるいは提出した研究計画書に不備などがある場合は、評価の対象とならないことがあります。
- (2) 研究期間内で、確実に環境行政に資する一定の成果の取得が期待できる研究計画を募集します。研究計画書の評価段階で、そのような見込みが無いと判断される場合、採択が見送られる可能性があります。
- (3) 環境行政での活用が見込めない研究内容については、採択が見送られる可能性があります。
- (4) 研究計画書だけでは十分な技術的裏付けが確認できない場合、技術的な根拠となる書類などを追加で提出していただく場合があります。
- (5) 研究運営会議の委員は、委員として知り得た情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後についても、正当な理由なく第三者に漏洩または使用しないこととしています。また、研究運営会議の委員のうち評価の対象となる課題の主任研究者等と利害関係がある委員は、当該研究課題の評価を棄権します。
- (6) 研究運営会議の委員、環境省、あるいは本事業の関係者などへ採択の陳情を行うことは厳に慎んでください。なお、仮に応募課題の関係者から陳情等があった場合には、陳情者が当該研究課題に参画予定の研究者本人か否かを問わず、応募された研究課題を評価対象から除外します。また、採択に係る通知の発出前に、関係者へ採否の感触を照会するなどの行為についても厳に慎んでください。
- (7) 採択後には、環境省から事務局業務を委託された事業者(以下「委託事業者」と主任研究者の研究機関等の間で研究委託契約を締結していただいた上で、研究期間中に支出した研究経費について、各年度で複数回にわたり支出証拠書類の提出とその精査を受けることを想定し、研究経費の管理体制を整える必要があります。

10. FAQ

(1)【質問】送付した書類に記載してある個人情報についてはどう扱うのか。

【回答】「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令」に基づき、適切に取り扱います。

(2)【質問】研究課題の採択／不採択の通知タイミングはいつか。

【回答】3月下旬頃を予定しています。

＜研究開始までの大まかな流れ＞

日程	予定される主なスケジュール
12/26～ 2/5	公募期間 ・研究計画書【様式1】、研究経費内訳シート【様式2】を環境省へ提出
2月末	研究運営会議における事前評価 ・書面による事前評価
3月下旬	評価結果及びR6年度研究費の通知 ・評価結果及び研究運営会議からのコメント及びR6年度研究費を環境省から通知 ・採択課題には、採択条件や研究運営会議からの質問事項等を送付
～4月下旬	応募研究計画書の修正及び質問事項への回答の提出
～6月末	委託事業者の決定 ・環境省から主任研究者へ委託事業者の連絡先等を案内
6月頃～	委託事業者との契約手続き、研究の開始 ・委託事業者と研究機関との間で、6月頃に契約 ・採択された研究課題は、契約締結次第研究の開始が可能（研究に必要な経費の支出も可能）

【本公募に関する応募方法の問い合わせ先】

日本エヌ・ユー・エス株式会社

担当：桐（きり）、永井

[E-Mail] pfas@janus.co.jp

【本公募に関する応募方法以外の問い合わせ先】

環境省 水・大気環境局 環境管理課 PFAS対応チーム

担当：笹原、中島（太陽）

[電話] 03-5521-8313

[E-Mail] contact_pfas@env.go.jp
